

健康リスク総合専門委員会（第 10 回）における指摘事項及び対応

	指摘事項	対応	該当箇所
1. 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの見直しについて			
1	<ul style="list-style-type: none"> 選定基準（４）について、選定条件をより詳細に記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 選定基準として、製造・輸入量その他、P R T R 制度による大気への届出排出量も追記した。 	資料 4 - 1 【p 4】
2	<ul style="list-style-type: none"> 厚労省の室内濃度指針値のある物質は全て新リストに入っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在室内濃度指針値が定められている 13 物質中、11 物質は新リストに含まれており、残りの 2 物質について、クロルピリホスは専ら農薬として使用される物質であること、テトラデカン は 現 行 の 有 害 大 気 汚 染 物 質 に 該 当 す る 可 能 性 の あ る 物 質 リ ス ト 及 び 化 管 法 対 象 物 質 に 含 ま れ て お ら ず、非意図的に生成する物質ではないことから、新リストには選定しないこととした。 	参考資料 1
3	<ul style="list-style-type: none"> エチレングリコール系のものについて、別名の名称を変えた方がよいのではないか。例えば、資料 3 の P. 5 の 26 番と 29 番はそれぞれ「酢酸セロソルブ」、「セロソルブ」が良いのではないか。また、メチルエステルについても同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しにおいては、原則として化管法指定化学物質における物質名称を用いることとし、現行の有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストにおいて異なる名称を用いている場合には、その名称を別名として併記することとしている。そのため、当該物質についても同様の記載とした。ただし、見直し後の物質リストの普及に当たっては、わかりやすさの観点から、俗称等についても明らかとするよう配慮してまいりたい。 	—
4	<ul style="list-style-type: none"> 無水フタル酸及び無水マレイン酸の他にも、トルエンジイソシアネートのように大気中で容易に化学反応する物質があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認を行った結果、大気中において水蒸気共存下で速やかに化学反応する可能性があると考えられる物質について、反応速度が十分に解明されていないことや反応生成物に有害性があることを勘案すると、物質リストから除外すべき物質は無かった。 一方、その過程において、無水マレイン酸について、大気中での水との反応性が低いとの文献が確認されたことから、物質リストから除外しないこととする。 	参考資料 2

5	<ul style="list-style-type: none"> 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定されなかった物質についても、曝露情報をフォローすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料6「有害大気汚染物質のリスクの程度に応じた対応方針（案）」において、有害大気汚染物質に係る物質リストについては、定期的に見直しを行うことが必要である旨の記載を行ったところであり、これに基づき、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リスト以外の物質も、健康リスクの程度を確認することとした。 	資料6【p8】
---	--	--	---------

2. 優先取組物質の見直しについて			
6	<ul style="list-style-type: none"> 日本の環境基準や指針値は十分にリスクのマージンをとって設定しており、その値を下回っているのに「リスクが高い」と記述するのは矛盾しているのではないか。表現を修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次答申における優先取組物質の定義である「健康リスクがある程度高い」については、中間答申におけるB分類物質の定義である「大気環境保全上注意を要する」もの及び「物質の性状として人に対する発がん性が確認されている」と対応していることから、中間答申における定義も踏まえ、表現の適正化を行った。 	資料4-2【p1】
7	<ul style="list-style-type: none"> ベンゾトリクロライド及び2-ブロモプロパンの2物質について、例えばPRTRで取扱量を調べる等、さらに詳細な製造輸入量に関する情報を探すことはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度PRTRデータにおける水、土壌への届出排出量や届出移動量も含めた届出排出・移動合計量は、ベンゾトリクロライドは55,001kg/年、2-ブロモプロパンは9,614kg/年であった。 	資料4-2【p4】

3. ヒ素及びその化合物の健康リスク評価について			
8	<ul style="list-style-type: none"> ヒ素化合物については、人体への摂取のうち、水や食品を経由した経口曝露が大部分を占める。そうであれば、本来は、各経路からの摂取量を考慮し、各媒体での指針値、基準値を設けるといった考え方の整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、将来的な課題について追記する。 (理由) 今回の評価においては、曝露経路により発がんの様相が異なることに着目し、吸入曝露については肺がん過剰死亡をエンドポイントとして評価を行うこととしている。しかしながら、ご指摘の課題が残されていることを明確にするため、「ヒ素化合物の曝露形態に鑑みれば、今後、これらの評価を踏まえた総合的な曝露経路の検討も考慮すべきであろう。」との一文を追加する。 	資料5-1 【p5】 資料5-2 【p55】
9	<ul style="list-style-type: none"> 指針値案の数値について、有効数字2ケタとするには不確定要因が多いのではないか。ベンゼンの評価の際にも、同様の理由から1ケタとした。6.0ng-As/m³ではなく、6ng-As/m³としたほうがよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘を踏まえ、指針値案を6 ng-As/m³とする。 (理由) これまでの有害大気汚染物質の環境目標値設定においては、有効数字について明確なルールは示されておらず、個々の評価内容に基づいて判断されている。ベンゼンの評価の際には、ユニットリスク自体に幅のある値が設定され、これに基づく環境基準値も有効数字が1桁に設定されている。今回の評価では、3つのコホートのユニットリスク値を幾何平均して統合ユニットリスクを算出しているが、これら3つのユニットリスク値に幅があることを考慮すれば、ベンゼンの際と同様の扱いとすることが妥当であると考えられる。 (参考資料5参照) 	資料5-1 【p5】 資料5-2 【p56】